

第5回 岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会概要

1 日 時 平成26年2月22日（土）午前10時03分～午後0時05分

2 場 所 岡山市役所 本庁舎3階 第3会議室

3 出席者

委 員 平野会長、真鍋副会長、井上委員、小寺委員、西尾委員、西谷委員、
埴和委員、和田委員

岡山市 甲斐環境局長、岡崎環境局統括審議監、和田下水道局審議監、
則武環境局次長、豊田下水道局保全課長、後藤下水道局施設管理課長、
三谷下水道局経営計画課長、清家下水道局経営計画課計画担当課長
その他関係部局職員

協同組合 岡山市環境整備協会 八田代表理事

4 傍聴人 8名

5 会議の概要

① 開 会

会長から第5回審議会の開会の挨拶があり、本日の審議の流れと、関係者による15分程度の意見聴取がある旨の説明がある。続いて傍聴希望者8名について、審議会委員に諮った上で傍聴を承認し、入室させる。

② 第4回審議会での質問事項に対する市の回答

第4回審議会では委員から質問の出ていた点について、岡山市から説明がある。

岡山市：（下水道局から政令指定都市における下水道の人口普及率について資料を用い、説明がある。）岡山市の普及率は63.7%であり、他の政令指定都市に比べると低い数値となっている。政令指定都市全体の普及率の平均は96.7%であり、倉敷市の普及率は74.3%である。

岡山市：減車が必要となる業者への聞き取りについて、岡山市環境整備協会あてに依頼を出したが、照会事項は国の補償基準の趣旨と齟齬するということで、協会からの回答を差し控えるということだった。その件については別途市長あてに意見書が提出されており、本日お配りしている。意見書は、協会が作成した「50年のあゆみ」という冊子からの引用が多くあり、こちらも資料としてお預かりしている。

会 長：協同組合岡山市環境整備協会から審議会での意見陳述の申し出があり、審議会設置条例第6条第4項により、会長は必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができると規定されているので、今回の審議会において意見を聞くこととした。

【協同組合岡山市環境整備協会代表理事入室し、意見陳述を行う】

代 表：お時間をいただき、ありがとうございます。もし、ご質問があれば、できるだけ理事 答えたいと思います。なお総論になりますが、下水道と浄化槽を比較した場合、維持管理費については浄化槽のほうがはるかに安いです。総務省の統計資料等を見れば十分説明できます。ただ、ここでは時間もありません、はねさせていただきます。ではまず、総論1として、合特法の目的ですが、下水道の整備による著しい影響を緩和し、廃棄物の適正な処理をすることです。一般廃棄物の処理は、市町村の責任であり、廃業や実務上のことができなくなることを防ぐためにこの法律があります。岡山市とは平成16年2月10日に協定書を交わしており、その附則には補償の実態を有する支援事業とあります。単なる支援事業ではないということをご認識いただきたい。2番目に国交省の「公共用地の取得にともなう損失補償基準」は、営業廃止の補償であり、代替業務云々ということではありません。一部の委員の先生にはその本質がわかっていないのでは、と考えます。3点目はこれまでの交渉経緯の整理と合意点の確認です。岡山市とは、まず損失補償額を算定し、これに立脚した代替業務を決定して、支援を決めています。ダイレクトに代替業務提供額を決めているわけではありません。それから市の資料には間違った記述があります。第2次計画の補償は4,860万円で確定しています。ただし、市の財政状態を考慮して、3億9,500万円と決定しました。その根拠となる細目協定の項目は第1次合理化計画案のままです。機器・備品等の売却損、予告解雇手当についても合意事項に含まれています。そのあたりの議論が抜かれてされています。4番、TKCの使用について、これは任意の税理士の団体であり、それよりも公的な数字を使うべきです。5点目に、合併地区である瀬戸地区とは、第2次計画とは異なった考え方にもとづいて協定書を結んでいます。これは整合性や公平性にかけるのではと考えます。6点目は追加基本協定書にある、合併浄化槽の推進について、現時点ですらまったく実行されていません。われわれ協同組合としては、市に協力しています。審議会では、実効性のある具体的な議論をしていただきたい。

各論、国交省の損失補償基準、営業利益と利率について、単に国の基準というのではなく、理論的背景を理解した上で議論されているのかどうか、ということが1点目です。2番目は、年利率と利益率ですが、年利率の話は出てこないわけで、利益率の片一方だけよく出るとするのは、何かおかしい議論ではないかと思いません。国交省の担当に聞いても年利率8%を使用するのはまれであると、市はこれは決まっていると言う。3番、器具・備品の売却損に相当する補償。これは50

%、いわゆる廃止補償ですから、平均値をとりましょうと。それでもって金額を決定し、支援事業の方角を決めています。4番、従業員の補償、国交省は、損失補償をするときは当然前から交渉している、そうすると30日以上前から話というのは当たり前です。だから認識は誤っているのではと思います。5番。転業に必要とする期間の従前の利益相当額の補償について、国交省の趣旨を総合的な見地から理解せず、都合よく取捨選択するのは合理性に欠けるといえます。2番目に、合理化事業計画により、代替業務を提供し、合特法の効果が出ていて、代替業務でも効果があるからといって、補償額から削除するのは本末転倒です。離職者補償に対する考え方でも同様です。

それから第3、倉敷市の話が出ましたが、岡山市と倉敷市とは歴史的経過が違います。倉敷市は旧市内で、だいたい1業者だった。岡山市は多業者でそれほど拘束力がない。倉敷市には浄化槽の専門業者がおり、それでし尿と浄化槽と一体で考えて補償を決めています。営業利益の10%、利益率の8%についても、いろいろと意見を言い、提案はそれになっているはずですが。そこではTKCの話は出なかった。それから最後に、この審議会が開かれた公的なものであり、秘密会でない限り、広く議論を公表して議論を尽くすのがもっともな話であると思います。それからもう一つ、「し尿と業界 戦後65年の沿革」は環境省でも使っており、これ以上まとまったものは業界ではありません。客観性を担保した議論をお願いします。

会 長：ありがとうございました。

代 表：質問がありましたら。

理 事

会 長：いえ、こちらの判断ですが、結構です。では、議題に入ります。では、事務局から合理化の関係の説明を。

岡山市：では、先日送付した資料について説明します。前回の審議会では委員の側から依頼があった、支援案に、転業に必要とする期間中の従前の収益相当額の補償を加えたものを作成しました。それから前回の資料で記載が不十分だったものを、再提出します。

委 員：第2次合理化事業のところ、そこでも市と協会との間で、決まっているという話だが、決まっていて、それを継続するのなら、われわれが議論する必要がないのでは？市の認識を伺いたい。

岡山市：協定は5年間の期間が経過したら、新たに変更をかけるという形になっている。また、特別法があり、市はそれに従う義務がある。ただ、世の中の流れとして、見直すべきは見直す、というスタンスは変わっていない。この審議会の提言をい

ただ、市が協会と交渉していくというスタンスは、ぶれていない。

委員：我々としては、市に対して提言を行うという立場、と思う。もう一点、ここでの発言は、全体としてみんなで議論しながらやっていく。個人として責任を負うものではない。そうでなくては、ここで退席なり、発言を控えるなりすることになる。（関係団体から提出された）意見書の、資料についての発言についても誤解があるようだ。少なくとも委員会として拒否するという形にさせていただかないと、ここで審議会の委員を辞任して、退席したい。

会長：過去の経緯は重要だ。私もこの職を引き受ける前の状況は新聞報道でしか知らない。したがって過去の経緯について現在の委員が責任を負うということではない。いろいろな経験者が代表として審議を行っていく、その中で間違っていることとか、理解の蓄積とかについては、事務局側がもっと言ってほしい。それに対して我々も意見を言っていく、ということだ。気をつけてほしいのは、それぞれが責任とかという問題ではない。意見を活発にしてもらいたい。

来月にはたたき台を作ろうと思うが、皆の考えを説き伏せて一つの考えにしようとは思わない。今回は付帯条件を付けたいと考えている。我々はあくまで提言することで、責任の問題はまったくない。それから、審議会がほぼ終わっていることまで言われると、恐ろしい気がする。各委員の皆さんには利害関係はまったくない。ボランティアで貴重な時間を費やしている。倉敷市と岡山市とで事情は違うことはわかるが、共通する部分はある。国の法律によって決められているからだ。ですから我々は客観的に議論をやりたい。客観性を担保にするということが我々の命だ。それでは審議に戻ります。

岡山市：（第1次、第2次合理化計画について説明した上で、第3次計画について説明する。）第1次については双方合意している。第2次については、協会の考えでは第1次の考え方のままということだが、審議会からの提言もあり、代替業務の提供額についてのみ同意している。利益率等にしても国の調査が行われなくなった以上、それにかわるものとして、TKCも使わせていただいた。

会長：では、なにか意見を。

委員：協会からの意見書について、個人名が出ているところは、委員会として受け付けないということでよろしいか。

会長：はい。

委員：市としてはどうか？

岡山市：公開された審議会なので、それぞれの発言がオープンになることはご了解いただ

きたい。意見書にしても、自由意見として出されたものについて、検閲のようなことはできにくいであろうと。協会のほうとはお話をさせていただく、といことでよろしいか。

委員：はい。そちらのお立場も理解している。ただ、第3については削除なりして提出していただきたい。

会長：その点については事務局によりしく願います。個人の名前が出たまま残ると、あとあと引き受ける人がいなくなる。

岡山市：持ち帰り、検討する。いろんな議論を進めるための公開の手続きであって、それが個人攻撃に使われるというふうには受け取られる場合には、そもそもの原則に外れる。お時間をいただきたい。

委員：では、年利率の8パーセントについてだが、現在の実際のレートと違うことは間違いない。じゃあ、この数字をいじっているところがない中で岡山市がそれをいじるのは妥当かどうか？それなら、金額できっちり出して、年利が何%とか関係ないようにするほうが妥当だ。

委員：事務局に対してはもっと議事がスムーズに進むよう努力してもらいたい。資料にしても議事録にしてももっと考えてもらいたい。
年利率8パーセントについてや、器具・備品等の考え方についても、事務局がどう考えているのか伺いたい。

会長：本件については複雑な問題を抱えている。過去の経緯についても、事務局はもっと意見というか、こうですよ、といったことをもっと言ったほうが良い。

委員：合特法には補償とは書いていない。支援事業だ。しかし、どこまで支援したら転業支援したことになるのかという基準がはっきりしない。そこで当時の議論で国交省の損失補償基準、補償という考えを取り込めばということになった。そこでは、転業支援の中に営業権補償などの5項目が残るのは悩ましいところがある。だからといって一から白紙にして議論を始めることは、基本協定もあり、そこまではいけない。そういった問題がある。協会と市とで考え方が違ってくるかもしれない。金額についてはいくらが妥当だけど、双方合意の上でいくりにするという手法が今までもとられている。最終的な決着点、これを探る上において、どの案を採用するか、しないのか、という議論は今ここでしっかりしておけばと思う。その意味では、④転業に必要とする従前の収益相当補償額については、廃車が前提となっているので外せないと思う。

会長：今日の議論を踏まえて、皆さんの意見をそれぞれいただこうと思う。④について

は非常に重要な点なので他の委員の意見も聞きたい。

委員：④については入れるという基準で考えたほうが良いと思う。支援案については A から E の間でしか選べないのか？

会長：大きな流れの中で決めていくことが必要だ。その中で④の項目について重要と感じている。

委員：数字の根拠はなるべく多くの方が納得できるもののほうが良い。

会長：合理的な基準が大事だ。他の委員の意見は？

委員：数字だけを見てもなかなか理解しがたい。ただ、廃車するとか、しないということになると、災害時に速やかに対応できるかどうかという観点から、この数字を提供してやったらと思う。

会長：貴重な意見です、いかがでしょう。

委員：こういう手厚い支援があるのだと思って聞いていた。皆さんの意見を聞いたうえで私なりに出させていただく。

委員：第2次のときに審議会が出した数字はこれよりもっと低かった。今回にしても経済の専門家でないと8パーセントがよいのか悪いのかわからない。審議会としては、これですというのを決めて、あとは協会との話し合いで決めていけばよいのでは？

ただ、バキュームカーもかつては50台が今は24台になっております。その段階において第4次、5次と続けていってよいものかという思いはあります。これ以上の減車は必要ないのでは、と思っています。

委員：年利率については、事務局からも話があったとおり、8%ということで、岡山市だけかえるというのはいかがなものかと。利益率については、TKCの一般的な利率ということで。TKCについては、民間企業ではあるが税務署も使っており、規模も大きく構成ではないか。利益率の考え方についても、時代に合わせて、状況に合わせて変えていくことになればこの業種の中では、5.3%というのが一つの考え方なのでは。

会長：年利率を変えずに、利益率を変えるということが経済合理性に合わないということとはわかる。ただここでの議論は必ずしも経済合理性の議論だけではないということを考えるといいと思う。

委員：本来市がすべきサービスを業者に手伝ってもらっている。前提はそこだと思う。利益率については、他の事例を見ても、ある程度変動の幅があつてよいのかなど。従前用いられてきた数字はだいぶ以前に終わられた数値をそのまま持ってきている。これについては直近のうちに採用された数値を用いるのが良いのでは？そう考えるとTKCを用いることは合理性があると思う。

委員：難しい問題だ。ただ、利益率10%に根拠がないかといわれれば、そんなことはないと思う。

委員：実態に合った数字を使うほうが良いと思う。

会長：優良企業というのはどういったものか、もう一度説明を。

岡山市：TKC独自の資料で、2期連続黒字で上位15%の企業についての平均だ。

会長：今回の対象については？

岡山市：TKCが2つの数字を使っていたので、そのまま出したということだ。

会長：では、優良企業の9.1%でもよいのか？

岡山市：支援をしていく各企業に対してということではなく、岡山市としての支援額を決めていくということなので、各企業の営業条件まで見るということではないと理解している。

会長：そのあたりを事務局で決めるのは難しいか？

委員：手数料条例では10%の利益を確保するという前提で数字をはじいている。

岡山市：今回、支援となるのは3社だが、それぞれが支援額が違うというのはどうかと思うので、市としては1台減車する場合の支援額のご議論、ご審議をお願いしたい。

委員：前から出ているが、実際の個別性をどこまで見るかということだ。事務コスト等を考えるとあまり個別性をみることはできない。優良企業というふりをかけるのではなく黒字企業というグループが妥当では。③の解雇予告手当については項目に加えてもいいのではと思う。

委員：上位15パーセントというのは平均値としては使わない。そのあたりを考えると5.3%でよいのかと考える。

会 長：一応の考えとして、5.3 %を使ったらどうかということだ。TKC が必ずしも良いとはいえない。10 %の数字にも、それ相応の根拠がある。それも含めて入れさせていきたい。

(異議なしの声あり)

会 長：では、利率は8 %、利益率は5.3 %ということで。では次に④について、いかがでしょうか？

委 員：実態に合わせてということだ。最終的には市民の負担になる。市財政が厳しい折に、ぜひ協会の方にもがんばっていただきたい。合理化事業計画の策定要綱には下水道の整備により一般廃棄物処理業等が受ける影響について、関係者にあらかじめ周知を図り、し尿等の処理を業として行う者の自助努力を含めた対応を求めすることも必要であると書かれている。そういった中では④についてもなくてもよいのではと思う。

委 員：1 台の減車を転業とみなすかどうかということだと思う。過去の経緯を含め、バランスをとりながら決めるべきだと思う。

委 員：利益率を 5.3 パーセントにするのなら、④を入れてもいいと思う。

委 員：合理化事業が転業支援だということを考えると④は外せない。

委 員：一市民とすれば、安ければ安いほどよい。とはいえ、転業支援ということを考えるのなら④は要ると。

会 長：④の転業に必要とする期間中の従前の収益相当額の補償は必要ということで。ただ付帯条件として「提供しないと」という意見も入れさせてほしい。⑤の離職者補償についてはどうか？

委 員：個別性を見るか見ないかということだ。これについては手続き的にはかかるが、実際に対象となるごとに判断してもいいと思う。

委 員：廃車については前提だ。市民負担の話が出たが、代替業務というものは本来市が出さないといけない業務を出しているのであって、市民に新たな負担が出ているわけではない。そうすることによっていきなり廃車ではなく、し尿収集体制を維持していきながら、円滑に廃車していくところに意義があると。

委 員：私は⑤の離職者補償は必要ないと思う。

会 長：⑤のたたき台は、この離職者補償に相当する補償は適用しないということで、ただし、これにも付帯条件を入れます。いかがでしょう？

(異議なしの声あり)

会 長：一応のたたき台として、利益率 5.3 %、④の転業に必要とする期間中の従前の収益相当額は補償します、ということでいかがでしょう。そうしますと、もう重要な①番と、項目①、④、⑤というのがあって、②器具・備品等の売却損に相当する補償、③従業員の解雇予告手当に相当する補償はどうなっているんですか？ここに出てきている中の補償の適用としないとか、手当ては発生しないというのを適用しないということでもよろしかったですか。もちろん、これと違う意見があれば付帯条件として入れさせていただきます。

委 員：それで結構です。

会 長：では、そういうことで。

岡山市：意見書を記入していただく用紙をお配りします。できれば2月中をめどに提出していただければありがたいです。

会 長：あまり時間もありませんが、よろしくお願いします。

岡山市：最後の審議会は3月中旬くらいには開催させていただこうと考えています。日程は皆さんの意見を聞かせていただいて連絡します。

会 長：ありがとうございました。